

民主主義とマイノリティ —独立インドの包含的政治発展への道—

社会科学部法政システム専攻

板倉和裕

論文の要約

1. 研究の目的

近年、個人中心的な自由主義の伝統に対する異議申立てとして、「集団の権利」の重要性を説く、多文化主義が新たな政治規範として受容されつつあるように、「マイノリティ」を取り巻く政治環境はグローバルなレベルで変化を遂げている。また、いわゆる「民主化の第三の波」到来後の世界においては、民主主義的制度の導入と併せて、諸個人の自由な政治的競争を前提とする同制度の下では潜在的に不利となる「集団」、すなわちマイノリティに対してどのような配慮を行っていくべきかという問題に、民主化過程の成否に影響を及ぼしうる重要な争点の一つとして関心が集まっている。

このような背景の中で、本研究では、独立期のインド政治、とくに憲法制定過程における「マイノリティ問題」に焦点を当て、インド建国の指導者たちがマイノリティの要求にどのように取り組んできたのかを検討し、民主主義体制の構築とマイノリティに対する政治的配慮との両立がいかんにして図られてきたのかを歴史的に考察する。具体的には、ムスリム・指定カースト（不可触民）・言語集団の政治的要求に対する建国の父たちの取り組みを検討し、多様な「集団」に対する憲法的・制度的配慮が生み出されてきた政治過程を明らかにする。

インドにおける「民主主義とマイノリティ」の問題に関する先行研究には、大別すると、一つは抽象論として、インドの特殊性に注目し、多極共存型民主主義や多文化主義といった既存の枠組みを適用しインドの経験を理論的に説明しようとするもの、もう一つはより仔細なインド制憲過程の研究として、建国の父たちのマイノリティ問題への取り組みを歴史的に考察するもの、そして多様な民族を平和的に共存させるための政治的メカニズムとして、連邦制の効用に着目するものがある。

西欧諸国の文脈から生み出された既存の枠組みを用いてインドの経験を理論的に説明し

ようとする研究では、建国の父たちがもたらしたマイノリティに対する憲法的・制度的配慮の先駆性、もしくは特殊性に注目が集まるなかで、なぜ、そしていかにしてそのような枠組みが生み出されてきたのか、という歴史的な問いかけは十分には行われていない。とりわけ、ムスリムに対して文化的権利は譲歩しつつ、政治的な保障措置は一切認めないという憲法制定者たちの対応の違いはどこから生まれたのか、という問題は不明瞭なままになっている。制憲過程を扱った研究においても、同様の問題点を指摘することができる。

制憲議会がムスリムの政治的特権を完全に撤廃するという決定にたどり着いたのは異なり、指定カーストに対して留保議席が認められたことについて、一般的な認識としては、指定カーストの社会・経済的な「後進性」を改善する手段として正当化された、あるいは歴史的被差別に対する補償措置として残された、というものがある。植民地時代、指定カーストの指導者たちが政治的要求を行うようになったとき、彼らは自らをマイノリティと呼び、他のマイノリティにすでに認められている特別の措置を彼らコミュニティにも適用するよう求めた。先行研究は、「後進性」という概念がいつ、どのようにして指定カーストの特性を指す概念であると考えられるようになったのかを説明していない。

多民族を抱えるインドにおいて、連邦制の導入は積極的な効果をもたらしてきたと考えられている。ただ、インドにおいて政治的安定がいかに図られてきたのかを理解するためには、連邦制のもつ効用とともに、多様な集団からの領土的要求を連邦制の枠内に受容するかたちで、インドが柔軟に州の政治的境界線を引き直してきたことへの注目が必要である。インド連邦制に関する研究の焦点は、おもに中央・州関係の質的な変化に向けられてきたが、このような発展は、潜在的に国民統合を揺るがしかねない民族集団からの一つの政体を維持することへの合意、および州の政治的境界線に対する合意なしには期待できなかったという意味で、副次的な産物であったとすることができる。インドの連邦制に見られる「柔軟性」はなぜ、そしていかにもたらされたのであろうか。

以上の点を踏まえ、本研究は、インド建国の父たちの「マイノリティ問題」に対する取り組みを、制憲議会議事録・主要政治家たちの発言録・往復書簡、決議文書などの一次資料をもちいて分析し、マイノリティに対する配慮を行いつつ、民主主義体制を構築することを可能とした憲法的・制度的枠組みが生み出されてきた政治過程を歴史的に明らかにする。

2. 論文の構成と概要、および結論

本稿の構成は、以下のとおりである。

序論

1 章 印パ分離独立の政治的帰結：

ムスリム留保議席の撤廃と「集団の権利」概念の形成

2 章 政治的優遇措置をめぐる「正当化」根拠の再構築：

指定カースト留保議席の導入と B・R・アンベードカル

3 章 多民族の共存に向けて：多様性を受容する連邦制の形成過程を中心に

終章 独立インドの包含的政治発展への道

第1章では、歴史的かつ現在においても、インドにおけるマイノリティ問題の中心に位置する、ムスリムの処遇問題を取り上げる。マイノリティの政治的権利に関する制憲議会による最初の決定は、コミュニカル対立の元凶であると思われた分離選挙は廃止し、合同選挙のもとで留保議席を認めるというものであった。しかしのちの制憲議会では留保議席の採用もまた見直すべき対象と扱われるようになり、最終的には、留保議席の対象を指定カーストに限定し、宗教的マイノリティに対しては文化的権利の保障にとどめるという結論が下されることになる。このように制憲議会の発足と同議会がムスリムの政治的特権を完全に撤廃するという決定を行うまでの間には時間差があったことに注目し、この結論が導かれるに至る政治過程をネルーとパテルの動向を中心に検討する。

第1章の結論は、次のとおりである。会議派指導者は、ヒンドゥーを基礎とした政治運動の拡大が独立インドの基礎を掘り崩しかねないという危機に直面し、そうした政治運動を抑制するためにムスリムを含むすべての宗教コミュニティに対して、宗教の政治的利用を断念させようとした、ということ、ただしそのために会議派指導者は、政治的特権の放棄を、ムスリム議員らの同意を得られるような条件を整えつつ、慎重に求めたことを明らかにした。ムスリム留保議席の撤廃という最終的な決定は、「集団の権利」概念の形成を通じてムスリム・コミュニティの存続の道を保障しつつ、ムスリム議員らの同意を根拠に達成されたのであった。

第2章では、政治的優遇措置として留保議席を付与された指定カーストに焦点を当てる。彼らに特別な配慮が払われた理由として、先行研究では歴史的な被差別に対する代償的措

置という見方が提示されてきた。しかしその中では、彼ら指定カーストによる政治的権利の獲得に向けた主体的な活動は十分に論じられてこなかった。ここでは、自らも指定カーストの出身であり、同集団の社会的地位向上のため様々な活動を行ったアンベードカルを中心に、指定カースト留保議席が導入されるに至る政治過程を明らかにする。

ここでは、変化した政治状況の中でアンベードカルが自らに歩み寄る姿勢を示すようになっていた会議派指導者と和解し、会議派との協力によって「適切な保障措置」を講じるとしていた制憲議会の目標決議の実行を確実にする道を選択したこと、他方、制憲議会が宗教的マイノリティの特権的制度を完全に撤廃することを決める中、会議派指導者たちは留保を限定的に認める根拠として「後進」概念に行き着き、制憲議会において、「後進性」はおもに指定カーストの特徴をあらわすものとして主張されたことを明らかにした。

最初の二つの章では、民主主義的制度の導入がヒンドゥーによる支配を生み出すことを危惧し、政治的権利を要求するようになったムスリムと指定カーストの問題を取り上げた。

第3章では、国民統合との関わりから政治課題化する、領域的集団の問題を取り上げる。独立時のインド国内の政治的境界線は、植民地時代のそれを一部踏襲したものであった。それが1950-60年代に進められた州再編によって引き直され、言語集団は領域的自治を獲得するに至った。州再編の棚上げを求める中央の政治指導者たちは、激化する言語州要求にいかに対処しようとしたのか。ここでは、ネルーを中心に、多様性を受容する柔軟性をもったインド連邦制がいかにも生み出されたのかを明らかにする。

連邦制の形成過程を論じた第3章では、パキスタンの分離に続くさらなる国土の分割を危惧し、言語州構想に否定的な立場を示すようになったネルーら中央の政治指導者たちは、しかしながら、激化する言語州要求を鎮静化するために譲歩する姿勢を示すようになったこと、同構想の将来的実現に道を開くために、州再編を柔軟に実施することができる憲法的枠組みがもたらされたことを明らかにした。

終章では、マイノリティ問題に対するインド建国の父たちの取り組みを歴史的に考察した三つの章の結論を踏まえ、制憲議会による決定がその後の政治的發展にいかなる影響をもたらしたかを考察する。建国の父たちがもたらした制度を前提として進められる政治過程の中で、マイノリティ集団はそれぞれどのような政治的道のりを歩むことになったのかが論じられる。ここでは、自らの社会経済的な地位向上のため主体的に政治活動を展開する存在に成長した指定カースト、そして連邦制の枠内で領域的自治を認められ、州における権力の担い手という立場を与えられることになった言語集団とは対照的に、このような

政治的發展からムスリムが取り残されてしまっているマイノリティ問題の今日的様相を歴史的に論じた。